

令和4年度

東村山市児童クラブ 入会申込みのご案内

東村山市子ども家庭部児童課

令和4年度 児童クラブ入会申込みスケジュール

入会日	申込期間	受付時間	結果通知発送	募集人数
4月1日入所 (第1回審査)	以下に記載のスケジュールを参照		2月上旬	各児童クラブ の定員
4月1日入所 (第2回審査)	令和3年11月15日(月) ～ 令和4年1月17日(月)	午前8時30分 ～ 午後5時	3月上旬	定員の欠員数 定員超過により希 望の児童クラブへ 入会できないこと があります
4月1日入所 (第3回審査)	令和4年1月18日(火) ～ 令和4年3月15日(火)	午前8時30分 ～ 午後5時	3月下旬	
各月1日入所 (年度途中)	入会希望月の前月15日まで ※15日が土・日・祝日の場合 翌開庁日	午前8時30分 ～ 午後5時	入会希望月の 前月末	

第2回審査以降の申込みは児童課窓口(いきいきプラザ2F)まで提出ください。

令和4年度 児童クラブ入会申込みにあたっての注意事項(第1回審査)

1. 第1回審査申込期間のスケジュール

申込方法	11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
郵送	消印有効	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窓口・日中 (予約制)	午前8時30分 ～午後5時	/	/	祝	○	○	休	○	○	○	○	○	○
窓口・夜間 (予約制)	午後5時 ～午後7時	/	/	祝	○	○	休	休	/	/	/	/	○
各児童クラブ (在籍児童のみ)	放課後 ～午後5時45分	/	/	祝	○	○	○	休	○	○	○	○	○

【注意事項】

- ・ 夜間・休日窓口開設中はいきいきプラザ正面玄関が利用できます。
- ・ 児童クラブ入会申込みは毎年度必要です。

2. お問い合わせ・相談

原則、電話での対応といたします。

まずはお電話ください

(窓口での相談は事前予約制となります)。

問い合わせ・相談先
児童課 管理係
042-393-5111
(内線:3173・3175)

3. 書類提出

■郵送

郵便事故への対策として簡易書留・レターパック等の配達記録の残る郵便サービスのご利用を推奨します。郵送料金につきましては、ご負担をお願いいたします。また、料金不足等による不着の責任は負いかねますのでご了承ください。

郵送での提出先
〒189-8501
東村山市本町 1-2-3

東村山市役所 子ども家庭部
児童課 管理係 行

■市役所児童課窓口(いきいきプラザ3F エレベーターホール 第1回審査申込期間中)

書類確認が必要などの理由により窓口での提出を希望される場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事前予約制となります。なお、予約の受付は令和3年10月18日(月)より開始しますので、上記に記載の「問い合わせ電話番号」まで電話をお願いします。なお、申込み児童一人当たり10分以内の対応とさせていただきますので、事前に記入例等を参考に申込書等に必要事項の記載をお願いします。

■児童クラブ

在籍児童クラブへの提出は第1回審査の申込期間に限り在籍児童のみが対象です。

(児童クラブへの提出は、放課後から午後 5 時45分までをお願いします)。

4. 申込書類に不備がある場合

審査の申込書類に不備がある場合は、不足の書類の提出・記入漏れの箇所の追記等の補正を書面もしくは電話で12月下旬頃を目安に依頼いたします。市からの依頼後、市が指定した補正の期限内に補正が無い場合は、書類不備により入会却下となりますのでご注意ください。

■ 児童クラブ入会申込みについて

■入会対象者

入会対象者は以下のいずれも満たす場合となります。

1. 市内に居住していて小学校に就学している児童又は市外に居住していて市内の市立小学校に就学する児童。
※ 転入予定のかたの申込みも受け付けます。その場合は、入会希望月内に転入することが分かる書類(土地・家屋の売買契約書、賃貸契約書等)を添付してください。後日、転入手続きが完了されましたら、必ず児童課までご連絡ください。
2. 「合計指数」(6ページ参照)が**30以上**の児童。
3. 入会の要件(保護者の状況)が以下の①～④である場合には、**従事する時間が15時(1年生は14時)～17時45分に含まれること(週3日以上)**。
 - ① 就労
 - ② 求職
 - ③ 介護(看護)居宅外
 - ④ 就学※ ①就労について、夜間勤務(22時～5時を含む)の場合は、勤務終了から9時間までの時間が15時(1年生は14時)～17時45分に含まれること。
4. 児童クラブにおいて安心安全な育成支援を行うに当たって、児童の集団生活に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められる児童。

■障害のある児童の入会について

東村山市では、各児童クラブにおいて2～3名程度の受け入れを行っています。

原則として、保護者のかたに児童クラブまでの送迎をお願いしています。なお、児童クラブにおける児童の状況や障害の程度等により、当該児童のみによる登所・降所が可能となる場合があります。

障害のある児童とは以下のいずれかに該当する児童を対象としています。

1. 特別支援学校または固定学級(青葉学級・あじさい学級)に在籍する児童
※通級指導学級(きりの木学級)、特別支援教室(けやき教室)を除く
2. 「身体障害者手帳」、「愛の手帳」の交付を受けている児童
3. その他障害があることが証明できる書類が提出された場合

※障害程度の確認のため、後日面接を行わせていただきます。

■提出書類

1. 児童クラブ入会申込書

児童1人につき1部必要です。兄弟姉妹同時に入会申込みされる場合は、入会希望児童1人につき1部ずつ必要となります。

2. 児童が放課後に育成支援を必要とすることを証明する書類(父母いずれも必要)

項目	必要書類
就労	在職証明書(※1)(すべてのかた) 確定申告書、開業届、源泉徴収票等、事業や勤務の実態が確認できるものの写し(自営業のかた) スケジュール表(※2)(在職証明書の記載内容では勤務実態が分からない場合)
求職	ハローワークカードの写し及びスケジュール表(※2) 生計の中心者の場合は、父及び母の源泉徴収票の写し等
出産(※3)	医師の診断書(※4)又は母子手帳の写し(出産予定日が確認できる部分)
疾病	医師の診断書(※4)又は入院診療計画書の写し
障害	医師の診断書(※4)又は各種手帳の写し
介護(看護)	被介護者の手帳・被保険者証の写し・医師の診断書(※4)のいずれか 通院・通所、介護のスケジュール表(※2)
災害	罹災証明書
就学	在学証明書又は入学許可証及び時間割の写し

(※1) ・3ヶ月以内に記載されたものが有効となります。

- ・在職証明書は勤務先に記入を依頼して下さい。自営業の場合はご自身又はご家族等が記入してください。
- ・複数の勤務先を掛け持ちしている場合は、全ての勤務先の在職証明書を提出してください。
- ・育児休業から復職予定で申込みをされる場合は、入会月中に復職が必要です。後日、復職証明書の提出をお願いします(対象となるかたには入会決定通知書に同封いたします)。
- ・就労が内定の状態で申込みをされる場合は、後日、在職証明書の提出をお願いします(対象となるかたには連絡いたします)。
- ・単身赴任中である場合も、在職証明書は必要となります。海外へ赴任されている場合等、在職証明書の取得が難しい場合は児童課までご相談ください。

(※2) ・標準的な様式が市ホームページからダウンロードが可能です

(様式は問いませんが、市ホームページに掲載のものに準じた内容で提出してください)。

次ページへ続く

- (※3) ・育児休業中は児童クラブの入会対象となりません。
- (※4) ・3ヶ月以内に記載されたものが有効となります。
 - ・治療期間(見込み)、入院期間(歴)、外来通院回数等状況の可能な限り詳細な記載をお願いします。
 - ・標準的な様式が市ホームページからダウンロードが可能です(様式は問いませんが、必要事項が記載されているものを提出してください)。

3. 児童に障害があることがわかる書類(障害がある児童の入会のみ)

- ・「身体障害者手帳」、「愛の手帳」の写し(交付を受けている児童のみ)
- ・ その他障害があることが証明できる書類

【注意事項】

- ・ 指定学区外就学もしくは区域外就学をされるかたは申込みの際にご相談ください。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 提出された在職証明書の記載内容について、勤務先に電話等で確認する場合があります。
- ・ 指定する期間内に必要な書類が揃わなかった場合は、次回以降の審査となります。
- ・ 上記1～3に掲げた書類以外にも審査のために書類の提出を依頼する場合があります。
- ・ 兄弟姉妹で同時に申込みをする場合、児童クラブ入会申込書以外の添付書類は、原本を1部用意いただければ、コピーでも構いません。
- ・ 決定を受ける前に申込みの取下げを希望される場合は「児童クラブ入会申込取下げ届」、入会決定後に辞退を希望される場合は「児童クラブ入会辞退届」により、速やかに届け出てください(児童課に連絡又は市ホームページから届出書をダウンロードして提出してください)。
- ・ 取下げ、辞退後に再度入会を希望される場合は新規申込みとなります。すぐに入会できない場合もありますのでご注意ください。

■ 入会審査について

■ 児童クラブの入会決定

提出された書類をもとに内容の確認、調査を行い、保護者の状況に「基本指数」を付与します。父母どちらか基本指数の低い方に「調整指数」を付与したものを「合計指数」とします。東村山市の児童クラブでは、入会に必要な合計指数を30としています。

$$\boxed{\text{基本指数(父母どちらか低い方)}} + \boxed{\text{調整指数}} = \boxed{\text{合計指数}}$$

児童クラブの入会決定にあたっては、「合計指数」の高い児童から入会を決定します。

- ※ 合計指数が同点の場合は「同点時判定」の基準を番号順に当てはめて判定します。
- ※ 入会の要件(保護者の状況)が就労・求職・介護(看護)居宅外・就学である場合には、**従事する時間が15時(1年生は14時)～17時45分に含まれること(週3日以上)**。

■ 審査結果の通知

児童クラブへ入会となる場合 → 児童クラブ入会決定通知書

児童クラブへ入会できない場合 → 児童クラブ入会却下通知書

- ・ 入会の可否にかかわらず、上記のいずれかの文書により結果について通知いたします。
- ・ 児童クラブを利用することができる人数を超えたことにより児童クラブの入会ができない場合、児童クラブ入会却下通知書の日付から6ヶ月後が属する日の月末までは入会申込みが有効となります。
 - ・ 入会却下通知後から有効期間中、入会が可能となった場合
改めて入会決定の通知をします。
 - ・ 入会却下通知後から有効期間中、入会できなかった場合
通知はありません。引き続き入会を希望される方は、再度申込みが必要です。
6ヶ月後が新年度になる場合は、年度末までが有効期間となります。
- ・ 入会する児童クラブの決定は、これまでの在籍状況、学年のバランス等を考慮し行いますが、申込み状況によりこれまでとは異なる児童クラブへの入会決定となる場合があります。
- ・ 兄弟姉妹が同時に申込みされる場合、別々の児童クラブになる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

基本指数

項目	細目			指数
不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等			35
就労	居宅外	20日以上/月	7時間以上	30
			6時間以上7時間未満	28
			5時間以上6時間未満	26
			4時間以上5時間未満	24
		16日以上20日未満/月	7時間以上	28
			6時間以上7時間未満	26
			5時間以上6時間未満	24
			4時間以上5時間未満	22
		12日以上16日未満/月	7時間以上	26
			6時間以上7時間未満	24
			5時間以上6時間未満	22
			4時間以上5時間未満	20
	居宅内	20日以上/月	7時間以上	28
			6時間以上7時間未満	26
			5時間以上6時間未満	24
			4時間以上5時間未満	22
		16日以上20日未満/月	7時間以上	26
			6時間以上7時間未満	24
内職	12日以上16日未満/月	7時間以上	24	
		6時間以上7時間未満	22	
	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	20	
		4時間以上5時間未満	18	
	自宅において、週3日4時間以上従事			18
	求職	就労を目的として日中居宅外で活動する場合 1年度1回のみ(2か月)		
出産	絶対安静等、日常生活に支障をきたす旨の診断があった場合			30
	出産予定日を含む月の前後2か月在籍(5か月)			24
疾病	居宅内	入院		30
		常時病臥		30
		精神性疾患(児童の保育が困難である旨の医師の診断書)		29
		一般療養	週3日または月12日以上の通院があり、家庭での保育が困難である場合	24
			常時病臥ではないが看護・介助を要し、家庭での保育が困難である場合	24
がん等の疾病があり、家庭での保育が困難な場合	24			
障害	身体	身体障害者手帳等	1,2級	30
			3級	24
			4級	18
	精神	保健福祉手帳等	1,2級	30
			3級	29
	知的	療育手帳(愛の手帳)等	1, 2, 3度	30
4度			29	
介護(看護)	居宅外	被介護者が他所に居住	就労(居宅外)の日数・時間数を準用する	
	居宅内	同居の障害者(身体・精神1・2級、知的1~3度等)、要介護者(要介護3~5度程度)の長時間にわたる介助、付添い	26	
		同居の手帳保持者、要介護者(要介護1・2度程度)および診断書保持者の部分的な介助、付添い	20	
災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合			30
就学	就労技能取得等のための就学(通信教育・通信講座、普通自動車免許取得を除く)		就労(居宅外)の日数・時間数を準用する	
特例	児童相談所等の専門機関から支援要請があった場合			30

調整指数

学年	1年生	12
	2年生	9
	3年生	6
	4年生	3
	5年生	1
	6年生	1
ひとり親世帯		4
単身赴任等で父または母が保育に当たれない		2
生計の中心者が失業した場合の求職（ひとり親世帯を除く、退職日より6か月以内）		4
優先区域外の育成室・児童クラブを選択		-3

同点時判定表

1	入会を希望する日において児童クラブに在籍していない児童
2	学年の低い児童
3	該当する基本指数の項目について、不存在、特例、障害、疾病、就労、介護(看護)、出産、災害、就学、求職の順により優先
4	基本指数が高い児童
5	児童クラブ費に滞納のない世帯に属する児童
6	審査対象となる保護者の勤務終了時間のより遅い児童（就労を要件とする場合）
7	保護者（父・母）のうち、基本指数が高い保護者の基本指数がより高い児童
8	保護者（父・母）のうち、基本指数が高い保護者の基本指数の項目について、上記3の順により優先
9	保護者（父・母）のうち、基本指数が高い保護者の勤務終了時間のより遅い児童（就労を要件とする場合）

育成室・児童クラブ一覧

入会申込書の「希望クラブ名」欄には、以下から育成室・児童クラブ名を選択しご記入ください(第1・第2クラブ併設の児童クラブについては、「育成室・児童クラブ名」欄に記載されている通り、「第1・第2〇〇児童クラブ」と記入してください)。小学校区ごとに育成室・児童クラブに対し優先区域があります。

優先区域	育成室・児童クラブ名		備考
大岱小学校 野火止小学校	本町児童館	育成室	
	大岱	児童クラブ	指定管理者による運営
	第1野火止	児童クラブ	
	第2野火止	児童クラブ	指定管理者による運営
久米川小学校 化成小学校	第1・第2久米川	児童クラブ	
	第1・第2化成	児童クラブ	
久米川東小学校 青葉小学校	久米川東	児童クラブ	
	第1・第2青葉	児童クラブ	
秋津小学校 秋津東小学校	秋津児童館	育成室	
	秋津	児童クラブ	指定管理者による運営
	第1・第2秋津東	児童クラブ	
萩山小学校 東萩山小学校	第1・第2萩山	児童クラブ	
	第1・第2東萩山	児童クラブ	
八坂小学校 富士見小学校 南台小学校	栄町児童館第1・第2	育成室	
	富士見児童館	育成室	
	富士見	児童クラブ	
	南台	児童クラブ	
北山小学校	北山児童館	育成室	
	北山	児童クラブ	指定管理者による運営
回田小学校	第1回田	児童クラブ	
	第2回田	児童クラブ	
	第3回田	児童クラブ	指定管理者による運営



■定員・所在地・電話番号

クラブ名	定員	所在地	電話番号	備考
本町児童館育成室	56	本町4-19-26	397-1154	児童館内
☆大岱児童クラブ	30	恩多町4-17-1	393-5995	大岱小学校内
第1野火止児童クラブ	80	恩多町5-45-4	397-1156	
☆第2野火止児童クラブ	45	恩多町5-45-4	395-1785	
第1久米川児童クラブ	72	久米川町4-11-19	395-2002	久米川小学校敷地内
第2久米川児童クラブ	59	久米川町4-11-22	395-9116	久米川小学校敷地内
久米川東児童クラブ	86	久米川町2-44-3	395-1172	
秋津児童館育成室	90	秋津町3-51-25	397-1150	児童館内
☆秋津児童クラブ	30	秋津町3-48-1	396-9669	秋津小学校内
第1青葉児童クラブ	60	青葉町2-35-11	397-1155	
第2青葉児童クラブ	60	青葉町2-35-11	397-1155	
第1秋津東児童クラブ	56	秋津町4-35-68	393-5175	秋津東小学校敷地内
第2秋津東児童クラブ	56	秋津町4-35-68	393-5175	秋津東小学校敷地内
栄町児童館第1育成室	42	栄町3-14-1	397-1151	児童館内
栄町児童館第2育成室	51	栄町3-14-1	397-1151	児童館内
第1萩山児童クラブ	65	萩山町4-16-5	397-1157	萩山小学校敷地内
第2萩山児童クラブ	46	萩山町4-16-5	397-1157	萩山小学校敷地内
第1東萩山児童クラブ	74	萩山町5-7-18	394-1242	東萩山小学校敷地内
第2東萩山児童クラブ	30	萩山町5-7-18	394-1242	東萩山小学校敷地内
富士見児童館育成室	60	富士見町5-4-51	397-1152	児童館内
富士見児童クラブ	78	富士見町5-4-56	394-5396	富士見小学校敷地内
南台児童クラブ	90	富士見町1-16-1	392-2863	南台小学校敷地内
北山児童館育成室	35	野口町3-26-2	397-1153	児童館内
☆北山児童クラブ	30	野口町3-45-1	392-0600	北山小学校内
第1化成児童クラブ	84	諏訪町1-4-1	393-9999	化成小学校敷地内
第2化成児童クラブ	58	諏訪町1-4-31	393-9210	化成小学校敷地内
第1回田児童クラブ	62	廻田町3-12-6	395-4065	
第2回田児童クラブ	31	廻田町3-28-1	398-2006	回田小学校内
☆第3回田児童クラブ	30	廻田町3-28-1	396-3313	回田小学校内

※「☆」がついている児童クラブは指定管理者による運営となっております。

※入会申込みの状況を勘案し、必要と認めるときは規則に規定される一定の範囲において定員を超えて受け入れを行う場合があります。

※「☆第2野火止児童クラブ」については、指定管理者の更新により、令和5年度以降、運営事業者が変更になる可能性があります。

■ 児童クラブの概要

■ 児童クラブとは

保護者の就労等により、放課後に育成支援が必要な小学生を対象に運営される事業です。子どもたちの安全に留意した上で、基本的習慣を身につけ、同時に様々な活動を通して自主性や協調性を養い、健やかな成長を図ることを目的としています。

■ 開所日

日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

■ 保育時間

学校授業日:下校時～午後5時45分

学校休業日:午前8時30分～午後5時45分

※ 指定管理者が運営する児童クラブは、事業者の独自サービスとして、延長保育(午後6時45分まで)を行っています(詳しくは指定管理者にお問い合わせください)。

■ おやつ・昼食の提供

- ・ 開所日は毎日おやつを提供しています。
 - ・ 児童クラブでは昼食を提供していません。長期休業期間等、学校で給食が提供されない日はお弁当の持参をお願いします。
- ※ アレルギーがある場合は、診断書等(写し可)の提出をお願いする場合があります。

■ 緊急時等の対応

1. 児童クラブで保育中に地震や台風などの自然災害が発生した場合、保護者にお迎えの連絡等をする場合があります。
2. 児童が児童クラブでケガ、体調不良となった場合、児童クラブより保護者へ連絡します。状況により保護者の方のお迎えをお願いします。また、ケガ等の程度により児童クラブの指導員同伴のもと医療機関へ搬送する場合があります。
3. 児童クラブでは医療行為は行えませんのでご注意ください。

■ 感染症等について

児童及びご家族等に感染症が疑われる発熱や体調不良等の症状が見られる場合は、速やかに児童クラブへご連絡ください。

また、新型コロナウイルス感染症まん延に伴うクラスター発生の未然防止及び児童の安全確保のため、児童クラブへの登所をお控えいただくとともに、医療機関を受診し検査の積極的な実施等についてもご検討・ご協力ください。

市では、外部有識者・保護者等により構成される「児童館・児童クラブ運営等検討会」からの提言(令和3年8月)を受け、将来における児童館・児童クラブの運営体制等に関する基本方針の策定を進めています。この方針に基づき、今後すべての児童クラブにおいて運営主体が公営から民営へと変更になる可能性があります。

※ 現時点において民営への変更時期等の詳細は未定です。なお、令和4年度の入会申込みへの影響はありません。

■ 児童クラブ費

児童クラブ費は利用日数に係わらず、原則月単位の費用となります。

月額 5,500 円

※ 延長保育料金(指定管理者運営の児童クラブのみ)

日単位の利用上限額…700 円

月単位の利用上限額…4,000 円

延長保育料のお支払いについては、直接指定管理者へお問い合わせ下さい。

お支払方法

1. 納付書

年 2 回発送する納付書を金融機関等に持参し、分割または一括でお支払いください。

対象月	発送時期
4月分～9月分	4月中旬
10月分～3月分	10月中旬

※ 納期限は原則毎月末(12月は25日)になります。ただし、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が納期限となります。

2. 口座振替

- ・ 振替日は、原則毎月末(12月は25日)になります。ただし、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が振替日となります。
- ・ 口座振替の利用にあたっては、金融機関で事前に手続きをする必要があります。(入会決定後、手続きに必要な書類を送付します。)

■ 児童クラブ費の免除・減額について

下記のいずれかに該当する世帯は、児童クラブ費が免除・減額となります。

免除・減額の適用を希望する場合は、毎年度申請が必要となります。前年度に適用となった場合も申請は必要となりますのでご注意ください。

なお、延長保育の利用料金については、免除・減額の適用はありません。

対象世帯	減額・免除	申請期間	必要証明書類
兄弟姉妹が同時期に利用した場合の2人目以降	3,500 円に減額	入会決定通知到達日 ～令和5年3月31日	なし
生活保護受給世帯 (※1)	免除	入会決定通知到達日 ～令和5年3月31日	受給証明書 (世帯全員分)
中国残留邦人等	免除	入会決定通知到達日 ～令和5年3月31日	支援費受給証明書
市民税非課税世帯 (令和4年度)	免除	令和4年6月中旬(※3)～ 令和5年3月31日	市民税・都民税 非課税証明書 (保護者分)
就学援助費受給世帯 (※2)(令和4年度)	免除	令和4年7月中旬(※4)～ 令和5年3月31日	就学援助費受給 資格認定通知書 (※5)

※1 生活保護については、受給期間のみ児童クラブ費が免除となります。

※2 市役所学務課(都立特別支援学校に通学されるかたは東京都)へ申請が必要です。

学校からご案内がありますので、詳細はご案内を確認ください。

※3 申請開始日は予定です。令和4年度の市民税・都民税非課税証明書の発行が始まってからの受付となります。証明書の発行開始日は毎年前後しますので、ご注意ください。

※4 申請開始日は予定です。例年、就学援助費受給資格認定通知書は7月中旬に発送されます。就学援助費の受給期間のみ児童クラブ費が免除になります。

※5 就学予定者への認定通知書では、お手続きはできません。

■ 退会について

- ・ 原則、児童クラブの退会は月末となります。
- ・ 退会を希望される場合は事前に「児童クラブ退会届」の提出が必要となります。
- ・ 児童クラブ退会届は退会する月の15日までに在籍児童クラブまたは児童課に提出をお願いします(16日以降に月末での退会を希望される場合は、児童課までご相談ください)。
- ・ 入会申込みの時点から世帯の状況や就労状況等が変わった場合は、速やかに児童課までご連絡ください。入会決定後、入会要件を満たさなくなった場合は、決定通知記載の入会期間の満了前に退会していただく場合があります。

■ 児童クラブ入会申込み Q&A

- Q1** 現在、児童クラブに在籍しています。次年度も入会を希望する場合、申込みが必要ですか。
- A1** 必要です。児童クラブの入会期間は4月1日(年度途中に入会の場合は入会月の1日)～翌年3月31日です。次年度も入会を希望する場合は入会申込みが必要となります。
- Q2** 雇用期間の延長予定または就職内定の状態で児童クラブへの入会申込みはできますか。
- A2** 可能です。入会后、再度在職証明書を提出していただきます。
- Q3** 育児休業中に児童クラブは利用できますか。
- A3** 原則、利用できません。
ただし、児童クラブに入会する月中に復職する場合は入会が可能です。
- Q4** これまで居宅外の就労でしたが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務(テレワーク、リモートワーク)をしています。居宅内の就労扱いになるのでしょうか。
- A4** 新たな生活様式の実態に基づき、恒常的に居宅内の勤務となった場合は居宅内の扱いとなります。その他の場合につきましては、ケースにより様々な取扱いとなることが想定されるため、在職証明書に勤務の実態が分かるように記載をしていただくよう雇用者に依頼してください。
- Q5** 入会する児童クラブの決定はどのように行うのですか。
- A5** 入会審査(6ページ)により決定します。
これまでの在籍状況や学年のバランス等を考慮しますが、申込み状況によってこれまでとは異なる児童クラブへの入会となったり、兄弟姉妹別々の児童クラブに入会となる場合があります。
- Q6** 夏休みのみ児童クラブを利用することはできますか。
- A6** 夏休み期間限定の児童クラブ入会制度はありません。
- Q7** 入会を申込み後、世帯の状況や就労状況等が変わった場合はどのようにすればいいですか。
- A7** 児童課へ速やかに連絡してください。
別途、書類の提出が必要となります。
- Q8** 入会申込み中や入会決定後に入会の希望が無くなった場合、どのようにすればいいですか。
- A8** 入会申込み中に入会を希望しなくなった場合は「児童クラブ入会申込取下げ届」、
入会決定後に入会を希望しなくなった場合は「児童クラブ入会辞退届」を
児童課に速やかに提出してください。
- Q9** 年度途中に引っ越しなどにより入会する児童クラブを変更したい場合はどのような手続きが必要ですか。
- A9** 児童クラブを変更したい場合は、改めて入会申込み手続きが必要となります。
4ページを参考に必要書類の提出をお願いします。なお、通常の入会申込みと同様の審査(6ページ参照)により入会決定を行いますので、空きが出るまでお待ちいただく場合もございます。

《問い合わせ先》

東村山市 子ども家庭部 児童課

所在地：東村山市本町1丁目2番地3

電話：042-393-5111(代表)

内線：3173・3175